

2020年3月

東和薬品株式会社

経過措置期間延長のお知らせ

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の販売名変更品につきましては、2019年12月12日付、厚生労働省告示第194号にて経過措置期間が2020年3月31日となっておりますが、この度の官報公示（令和2年3月5日告示、令和2年4月1日施行、厚生労働省告示第56号）により経過措置期間が延長されることとなりましたのでご案内申し上げます。今後とも、弊社製品に一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

◆経過措置終了期日：2020年3月31日→**2020年9月30日**

※翌日の2020年10月1日から保険請求出来ません。

◇自社品

- ・厚生労働省告示56号：令和2年3月5日告示、令和2年4月1日施行

バルプロ酸 Na 徐放 B 錠 100mg「トーワ」[⇒バルプロ酸ナトリウム徐放錠 A100mg「トーワ」]
 バルプロ酸 Na 徐放 B 錠 200mg「トーワ」[⇒バルプロ酸ナトリウム徐放錠 A200mg「トーワ」]
 ビタゼックス注 30mg[⇒ピリドキサル注 30mg「トーワ」]

◇導入品

- ・厚生労働省告示56号：令和2年3月5日告示、令和2年4月1日施行

ペミリドン点眼液 0.1%[⇒ペミロラストK点眼液 0.1%「TS」](テイカ製薬株式会社)(統)
 レボフロキサシン点眼液 0.5%「TOA」
 [⇒レボフロキサシン点眼液 0.5%「ニットー」](東亜薬品株式会社＝日東メディック株式会社)

(統)は統一収載品目のため官報告示には掲載されません。

[参考]厚生労働省告示第60号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件

以上